

第 2 1 号議案

品川区立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 8 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立保育所条例の一部を改正する条例

第 1 条 品川区立保育所条例（昭和 3 6 年品川区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の部を削り、同表 6 の部を同表 5 の部とし、同表 7 の部から同表 4 4 の部までを 1 部ずつ繰り上げる。

第 2 条 品川区立保育所条例の一部を次のように改正する。

別表 1 7 の部品川区立東五反田保育園の項中「品川区東五反田五丁目 2 4 番 1 号」を「品川区西五反田六丁目 6 番 1 8 号」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 7 月 2 1 日から施行する。

（説明）公私連携型保育所への移行に伴い三ツ木保育園を廃止するほか、東五反田保育園の所在地を変更する必要がある。